武蔵野市第三次男女共同参画計画

概要版

自分らしい 生き方ができる 武蔵野市のまちづくり

武蔵野市平成26年3月

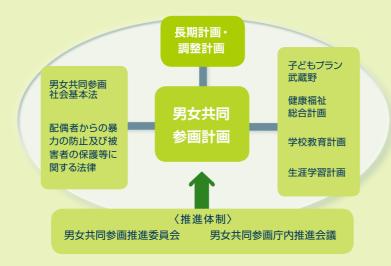
計画策定の趣旨

本市では、「第二次男女共同参画計画」(平成21年)に基づき、むさしのヒューマン・ネットワークセンター講座の開催、情報誌「まなこ」の発行、女性総合相談の設置等、男女共同参画社会の実現をめざし取り組んできました。しかし、職場や社会慣習などにおいて男女の不平等感や固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っています。

このため、市民一人一人が性別にかかわりなく自分らしく生きることができるまちづくりをめざし、総合的に取り組みを進めるため第三次男女共同参画計画を策定しました。

計画の位置づけ

本計画は、第五期長期計画や子どもプラン等関係する分野別計画との整合性を図り、男女共同参画社会の実現に向けた市の基本的な考え方と施策の方向性を示しています。また、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」及び「配偶者暴力防止法」第2条の3第3項に規定する「市町村基本計画」に該当するものです。



基本理念

男女が、社会の対等な構成員として、 互いの人権と能力を尊重し合い、自 分らしい生き方ができる武蔵野市の まちづくり

基本的視点

- ①市民、市民団体、事業者及び市が連携・協働して、男女共同参画社会を構築する。
- ②実効性のあるプランづくりと成果の検証を通して、課題を解決する。

計画の期間

本計画の期間は、

平成26年度から平成30年度までの5か年間とします。

■数値目標一覧

基本目標	指標	24年度実績	30年度目標	根拠及び確認	主管課
基本目標 I 男女平等の意識を 育むまち	男女共同参画週間事業参加団体(団体数)	9 団体	15 団体	男女共同参画週間事業報告書	男女共同参画担当
基本目標 II 生活と仕事が 両立でき、 個性と能力を 発揮できるまち	ワーク・ライフ・バランスを知っ ている人の割合 (%)	41.1% * 1	50%	市民意識調査	男女共同参画担当
	市役所内の審議会等における女 性委員の割合(%)	45.9%	50%	武蔵野市における委員会等への女性の参 画状況調査	男女共同参画担当
	市役所内における女性管理職の 割合(%)	6.8%	改定特定事業主行 動計画の数値目標 を目標とする	特定事業主行動計画	人事課
	市役所内における男性の育児休 業の取得率(%)	18.2%		特定事業主行動計画	人事課
	市役所内における男性の出産支援休暇の取得率(%)	88.2%		特定事業主行動計画	人事課
	産前・産後支援ヘルパー事業 (回)	1,430 回	- 改定子どもプラン の数値目標を目標 とする	子どもプラン武蔵野	子ども家庭課
	病後児保育(人·箇所数)	8人 2か所		子どもプラン武蔵野	保育課
	一時保育事業 (認可保育所) (人·箇所数)	30 人 5 か所		子どもプラン武蔵野	保育課
	一時保育事業 (その他) (人・箇所数)	5 か所		子どもプラン武蔵野	保育課
	保育定員(認可保育園) (人·箇所数)	1,391 人 15 か所		子どもプラン武蔵野	保育課
基本目標Ⅲ 人権を尊重し、 あらゆる暴力を 許さないまち	配偶者暴力防止法を知っている 人の割合(%)	76.1% * 2	80%	市民意識調査	男女共同参画担当
	女性総合相談を知っている人の 割合(%)	12.9%	40%	市民意識調査	男女共同参画担当
	大学・高校におけるデートDV 防止出前講座(校数)	1 校	6校	男女共同参画実施状況調査	男女共同参画担当
	乳がん検診受診率(%)	15.3%	50% * 3	健康推進計画	健康課
	子宮がん検診受診率(%)	31.9%	50% * 3	健康推進計画	健康課
基本目標IV 男女共同参画推進 の体制づくりに 取り組むまち	ヒューマン・ネットワークセン ターを知っている人の割合(%)	20.6%	40%	市民意識調査	男女共同参画担当
	「まなこ」を知っている人の 割合(%)	20.8%	40%	市民意識調査	男女共同参画 担当

^{*1} 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成24年)

^{*2} 内閣府「男女間における暴力に関する報告書」(平成24年)

^{*3} 目標年度は平成29年度

基本目標

男女平等の意識を育むまち

男女共同参画社会の実現のためには、すべての市民が、性別に関わりなく個人を尊重する男女平等の意識を持ち、自分らしい生き方や働き方を柔軟に選択できる仕組みづくりが重要です。特に、男女共同参画推進の拠点施設であるむさしのヒューマン・ネットワークセンターを中心に、生涯を通じて男女共同参画について学び、参画できる場の提供を行います。

また、本市教育委員会がこれまで培ってきた人権を尊重し生きる力を育む武蔵野市の学校教育を、より一層推進するとともに、情報化社会の今日、子どものころからメディア・リテラシーを高め、生きる力を育てていきます。

基本施策 】 男女共同参画の意識づくり

(1)男女共同参画の意識啓発(☆)

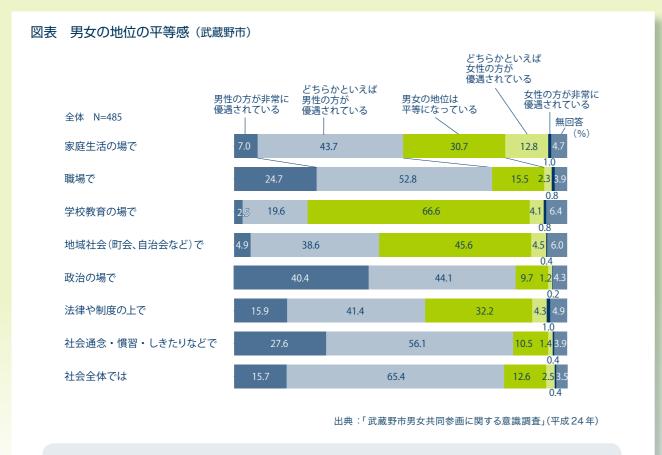
基本施策 2 男女平等教育の推進

(1) 男女平等の視点に立った学校教育の推進

基本施策 3 男女共同参画の視点に立った表現の浸透

(1) メディア・リテラシーの向上

☆印は重点施策



男女の地位の平等感の質問に対して、男性が優遇されていると回答した人は、「職場で」・「政治の場で」・「社会通念・慣習・しきたり」・「社会全体では」で7割以上を占めており、現在の社会がいまだ不平等であると感じている人が多くみられます。

基本目標

生活と仕事が両立でき、 個性と能力を発揮できるまち

一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら、仕事上や家庭生活における責任を果たすとともに、子育て期や中高年期などライフステージに応じて多様な生き方が選択・実現できる社会をめざし、家庭・地域・事業者などと協働し環境の整備を図ります。また、国では2020年までに指導的地位に占める女性の割合を30%に向上させるよう取り組んでおり、市でも男女共同参画の視点をあらゆる施策に反映するために、各分野における女性の参画割合を高めていくよう努めます。

基本施策] ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発

基本施策2 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

- (1)市内企業等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進(☆)
- (2) ワーク・ライフ・バランスのモデル事業所としての市役所の取り組み

基本施策3 子育て及び介護支援の充実

(1)子育て支援施策の充実(☆) (2)介護支援施策の充実

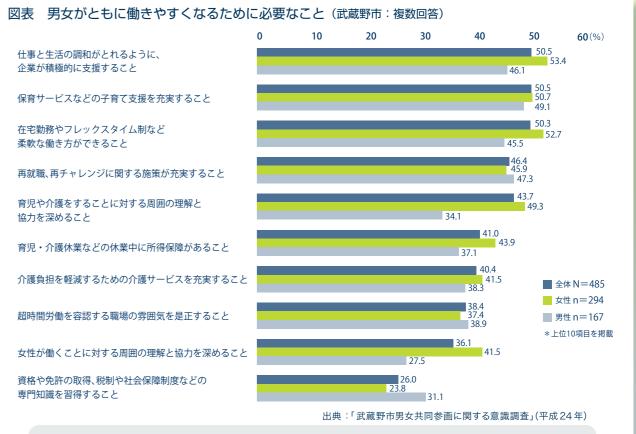
基本施策4 あらゆる分野への女性の参画の推進

- (1) 政策・方針決定の場への女性の参画の促進
- (2)女性の再就職支援・起業支援 (3)女性の地域活動への参画促進

基本施策5 男性の家庭・地域活動への参画推進

(1) 男性の子育て、介護、地域活動等への参画促進

☆印は重点施策



男女が共に働きやすくなるために必要なこととして、「企業の支援」「子育て支援」「柔軟な働き方支援」「再チャレンジ支援」など幅広い取り組みが求められています。

基本目標

人権を尊重し、 あらゆる暴力を許さないまち

配偶者や交際相手からの暴力やセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その被害者の多くは女性です。配偶者等からの暴力を防止し、被害者の安全確保と自立に向けた支援を総合的・体系的に取り組んでいくために、本計画内に「配偶者暴力防止法」に基づく市町村計画として「武蔵野市配偶者暴力対策基本計画」を策定しました。

また、配慮が必要とされる人へのセーフティーネットの構築、そして女性が生涯にわたり健康でいきいきとした生活を送るために、また次世代を担う新しい命を守り育んでいくためにも、安心して子どもを産み育てる母子保健の推進を図ります。

基本施策] 配偶者等からの暴力の未然防止と被害者支援 【武蔵野市配偶者暴力対策基本計画】

- (1)暴力の未然防止と早期発見(☆) (2)相談事業の充実(☆) (3)安全の確保
- (4) 自立支援 (5) 推進体制の整備

基本施策 2 セクシュアル・ハラスメントやストーカーへの対策

(1) セクシュアル・ハラスメントやストーカーへの対策

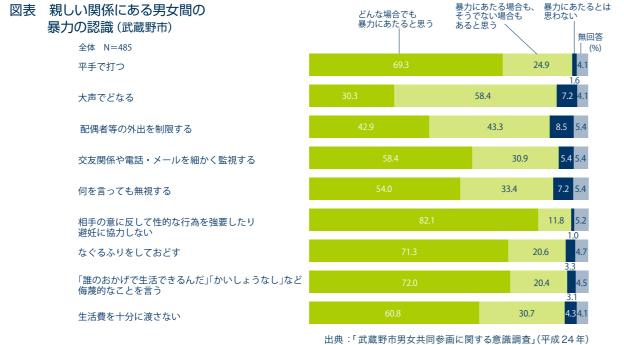
基本施策3 特別な配慮を必要とする人への支援

- (1)ひとり親家庭等への支援(☆) (2)高齢者・障害者の方への支援
- (3)性同一性障害のある人などへの支援

基本施策 4 女性の生涯にわたる健康施策の推進

- (1)各種健康診断の充実
- (2) リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発

☆印は重点施策



親しい関係にある男女間の暴力の認識で、「平手で打つ」(7割弱)などの暴力(身体的)と比較して「大声でどなる」(3割)・「配偶者等の外出などに制限」(4割)という行為を暴力(精神的)として認識する割合は低く、暴力に対する正しい理解が進んでいません。

基本目標

男女共同参画推進の 体制づくりに取り組むまち

男女共同参画の堅実な推進には、推進計画、推進拠点、男女共同参画条例を整備し、それぞれの特性を生かしつつ相互に関連させることが有効です。

男女共同参画推進拠点としてヒューマン・ネットワークセンターの機能拡充を伴う移転を推進するとともに、第二次男女共同参画計画からの継続課題として条例制定について具体的に検討します。

本計画の着実な実施を通じて、市政のあらゆる分野において、男女共同参画社会の理念に配慮した各施策の展開がなされるように取り組みます。

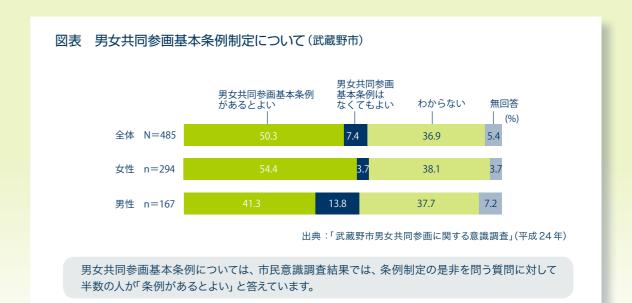
基本施策] 計画推進体制の拡充

- (1) 市民参加による男女共同参画の推進
- (2) 庁内推進体制の整備
- (3) ヒューマン・ネットワークセンターの拡充(☆)
- (4) 男女共同参画情報誌等の発行

基本施策 2 男女共同参画基本条例 (仮称)の制定検討

(1)男女共同参画基本条例(仮称)の制定検討(☆)

☆印は重点施策



男女共同参画社会とは??

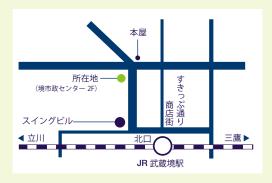
男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会(男女共同参画社会基本法第二条より)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。

被害者が男性の場合もこの法律の対象となりますが、被害者は、多くの場合女性であることから、女性被害者に配慮した内容の前文が置かれています。

むさしのヒューマン・ネットワークセンター



男女共同参画施策の拠点として、各種講座を開催するとともに、男女共同参画に関する活動への支援として会議室の貸出しや関連情報の提供を行っています。

- ◎施設内容
 - 会議室・情報コーナー(図書の貸出し)
- ◎開館時間
 - 午前9時30分~午後5時
- ◎休館日
 - 日曜日・祝日・年末年始

男女共同参画情報誌『まなこ』

『まなこ』は、企画・取材・編集を1991年の創刊以来、市民編集委員と市の職員とが協働で行っており、ワーク・ライフ・バランスなど様々なテーマを取り上げ、男女共同参画を推進していくうえでの情報誌として発行しています。

年3回発行(8月・12月・3月)。市役所・各市政センター・図書館・コミュニティセンター、市内の医療機関・美理容院・大型店舗・金融機関・公衆浴場などでご覧いただけます。



武蔵野市第三次男女共同参画計画(概要版)自分らしい生き方ができる武蔵野市のまちづくり 平成26年3月

【発行】武蔵野市 【編集】市民部市民活動推進課男女共同参画担当

〒 180-8777 武蔵野市緑町2丁目2番 28 号 電話 0422-60-1869(直通)